

過誤申立事務の取り扱いについて

令和元年 12 月
山形市障がい福祉課

(1) 市障がい福祉課への連絡について

当該月における過誤申立件数が多数にわたる場合（対象者数が十数名に及び場合、対象年月が数か月に及び場合）については、過誤申立を行う前に市障がい福祉課国保連請求担当までご一報ください。過誤申立は通常の請求と同様に毎月 10 日が締め日となりますので、申立書の提出日によっては当該月に処理できない場合があります。

また、対象月が長期に及びため次月請求に分割していただく場合もあります。請求のスケジュールに関しては、必ず担当者と協議ください。

(2) 過誤申立対象者リストの作成について

過誤申立書に添付する書類として、対象者のリストを作成していただくようお願いいたします。リストについては、下記例のように対象月ではなく対象者ベースで作成してください。ただし、申立件数が少なく過誤申立書内の記載で収まる場合にはリストの作成は不要とします。

例

対象者（児童）氏名	対象者カナ	受給者番号	対象月
山形 太郎	ヤマガタ タロウ	0620123456	H31.4、5、6 月 R1.7、8 月

(3) 共通事項

- ① (1) (2) の作業については、例えば事業所実地指導等で長期間または多数の対象者に係る過誤申立が必要となる場合に行っていただくものです。件数が少なく、毎月 10 日までに過誤申立書類の提出が可能である場合には、上記の連絡協議や作業を行わずに市国保連請求担当あて提出いただいで結構です。
- ② 過誤申立が必要な場合には、請求月前月末までの提出にご協力下さい。
- ③ 山形市では過誤申立書（鑑文）の様式は特段定めておりません。請求システムから作成するものなど、事業所において任意の様式で作成してください。なお、作成の際は以下の事項を記載してください。
 - ・ 事業所名
 - ・ 事業所番号

- 対象年月（リストがある場合は別紙参照との記載で可）
- 対象者氏名（リストがある場合は別紙参照との記載で可）
- 過誤申立理由
- 過誤調整請求月

④ 実地指導による過誤申立について

事業所実地指導において判明する報酬算定の誤り等による過誤申立については、長期間及び多数の対象者に及ぶ場合が多くあります。市指導監査課（市外事業所の場合は各県総合支庁指導担当）からの指示がある場合は、その指示に基づいた上で、上記（１）のように市国保連請求担当と協議いただくようお願いいたします。

（４）市担当について

- 国保連請求担当 : 障がい福祉課障がい福祉第二係
- 支給決定担当 : 障がい福祉課障がい福祉第一係（身体・児童）
: 障がい福祉課障がい福祉第二係（知的・精神）
- 事業所指定・実地指導担当 : 指導監査課障がい福祉指導係